



熊本県公報

第 1 2 0 7 2 号

平成 23 年 12 月 20 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 定数漁業の許可申請期間の公示…………… (水産振興課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2

告 示

熊本県告示第 1 2 6 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護保険サービスふるさとの奏 菊池郡大津町引水東原 7 1 4 番地 の 1	有限会社ケーシーシー	平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

熊本県告示第 1 2 6 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
在宅マッサージ ニーズ	住吉 幸子	人吉市中神町段 1 6 4 番地 1	平成 2 3 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 2 7 0 号

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第 8 条第 3 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 3 項の規定により公示する。
平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海

流し網漁業	げんしき網漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海
流し網漁業	げんしき網漁業	天草有明海
固定式刺し網漁業	建網漁業	天草海

2 申請期間
平成 23 年 12 月 20 日から平成 23 年 12 月 27 日まで

熊本県告示第 1 2 7 1 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 23 年 12 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字白山 1764 番、1766 番、1762 番・1763 番・1765 番・1767 番・1768 番（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白山 1762 番（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 2 7 1 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 12 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 12 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡牛深線	天草市新和町中田字柳原 324 番 3 地先から 同所 316 番 1 地先まで	130.0	活力基盤防災 (落石対策に伴う拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 23 年 12 月 20 日